平成２２年（フ）第７１号
京都府京丹後市網野町網野2738番地
債務者　東　　一成
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１２７０号
堺市堺区榎元町５丁９番20号
債務者　小玉　宏樹
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３４９号
堺市北区東浅香山町３丁104番地　府営堺浅香山住宅７棟605号
債務者　白井　幸雄
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３８１号
堺市堺区栄橋町２丁１番24―303号
債務者　猪股　初美
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４１２号
大阪府藤井寺市道明寺４丁目８番53号
債務者　高林　一美
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４３５号
大阪府松原市天美東４丁目254番地、前住所大阪府松原市三宅中７丁目５番254号
債務者　河上　勝秋
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４４５号
大阪府羽曳野市高鷲８丁目１番25号　ハイツエイコウ102号、前住所大阪府羽曳野市高鷲８丁目１番25号　ハイツエイコウ201
債務者　豊秦高子こと　秦　　城秀
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２９０号
香川県東かがわ市松原333番地３
債務者　岡田　嘉子（旧姓大隅）
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１４６号
福島県喜多方市熊倉町雄国字大石丁444番地、前住所東京都練馬区南大泉５丁目31番17―101号
債務者　金田　浩美
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
福島県会津若松市湯川町５番16号　市営住宅３棟508号、前住所福島県いわき市鹿島町御代字柿境21番地の10　レオパレスかしま109
債務者　永井　文子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第６７９号
神奈川県厚木市妻田西１丁目32番26号メゾンウィスタリア101
債務者　五十嵐和加子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６８７号
神奈川県厚木市上依知270番地13
債務者　石井　信行
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６９９号
神奈川県平塚市徳延44番地の７―１階
債務者　尾﨑　太一
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７００号
神奈川県平塚市徳延44番地の７―１階
債務者　尾﨑　有加
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７３７号
神奈川県厚木市林２丁目20番30号
債務者　軽部　和代
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７２３号
大阪府泉大津市東助松町４丁目４番30号カーム23―Ｃ棟101号
債務者　藤原　　功
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７８２号
大阪府岸和田市吉井町４丁目１番５―214号、前住所大阪市平野区瓜破３丁目３番７号―205
債務者　和田　　満
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係